

化粧品等証明書交付申請書（中華人民共和国向け）

事項	ア．医薬品又は医薬部外品の製造販売承認の内容（輸出届出内容）に関する事項 イ．化粧品の製品内容（輸出届出内容）に関する事項
製品名	
製造販売業者又は製造所の名称	許可証に記載された名称を正しく記入すること
製造販売業者又は製造所の所在地	許可証に記載された所在地を正しく記入すること
証明書提出国（部数）	中華人民共和国（和文： 部、英文： 部）
備考	

上記により、別添の証明書の交付を申請します。

平成 年 月 日

住所：（法人にあっては、主たる事業所の所在地）

氏名：（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

厚生労働省 医薬食品局審査管理課長 殿

（注意）

- 1) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2) この申請書は、正本 1 通提出すること。
- 3) 書式は、ワープロ等を用いて作成すること。
- 4) 事項欄には、該当する証明事項にチェックを付けること。
- 5) 製品名欄には、該当する名称を記載し、輸出用名称を併記する場合は輸出用名称に（ ）を付して記載すること。なお、口紅等のシリーズ製品の場合は、色名等を含むすべての輸出用名称を列記し、備考欄に「シリーズ製品」と記入すること。
- 6) 製品名欄に記載する品目数は、5 品目以内とすること。
- 7) 製造販売業者又は製造所の名称欄及び製造販売業者又は製造所の所在地欄には、統括製造販売責任者がその業務を行う事務所の名称及び所在地又は製造所の名称及び所在地を記載すること。
- 8) 証明書提出国（部数）欄には、和文、英文毎に必要な部数を記載すること。日英対訳の証明が必要な場合は、英文欄に必要な部数を記載すること。
- 9) 本申請書には、交付を申請する証明書用紙を添付すること。証明書用紙は原則として正副 2 通とするが、証明書を 2 通以上必要とする場合には、必要な枚数の正本及び副本 1 通を添付すること。なお、備考欄に 2 通以上必要とする理由を記載すること。
- 10) 英文の証明の場合は、和訳文を添付すること。▼
- 11) 医薬品、医薬部外品にあって、平成 6 年 4 月 26 日付け薬発第 4 1 8 号厚生省薬務局長通知「輸出医薬品等の証明書の発給について」に基づく証明書発給の申請を同時に行う場合には、その旨を備考欄に記載すること。

5)製品名は正しく記載すること

シリーズ製品の留意点を確認すること

7)許可証に記載された名称及び所在地を正しく記載すること

9)理由を必ず記載すること

10)添付を忘れないこと